

発議第4号

政省令の改正案の早期制定、公布を求める意見書案

政省令の改正案の早期制定、公布を求める意見書を内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び内閣官房長官宛て提出するものとする。

平成27年3月18日提出

提出者 和歌山市議会議員

戸田正人

宇治田清治

岩井弘次

姫田高宏

政省令の改正案の早期制定、公布を求める意見書案

このたび、国では、平成27年4月施行に係る介護保険及び保育料に関する政省令の改正手続が行われたところである。今回、改正予定の政令は、新年度が開始される本年4月1日施行を予定しながら、かつ、また市民生活に直接関わる諸事案が多々あるにもかかわらず、年度末が切迫するこの時期において、その公布時期さえも依然明確に示されない状況を生み出している。

もとより地方自治体は、政省令の公布をもって、その改正案に関連する条例等の改正を進め、議会の議決を経て条例改正を公布する事務を行うこととしている。これは、法を遵守する地方自治体として当然の行政手続を執ることとなるが、こうした事務執行を責務とする地方自治体や、議案の審議及び議決を責務とする地方議会の権能を制限する事態をつくり出し、地方行政の運営に著しい混乱を惹起させている国の責任は重大であると言わざるを得ない。

まして、地方分権、地方創生を推進している国の対応としては、誠に不誠実極まりなく、地方自治体及び地方議会をないがしろにするもので、極めて遺憾である。

よって、今後、国においては、直接国民生活に関わる、年度当初より施行予定の制度改正等を盛り込んだ政省令の改正手続においては、できるだけ速やかに制定、公布されるよう強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。